

## 電子契約サービスの対象業種・営業種目等の拡大について

東京都では、事業者の利便性の向上と業務負担の軽減を図るとともに、都の事務の効率化、簡素化を実現するため、令和5年10月2日（月）から、知事部局等において、段階的に電子契約サービスの運用を開始しました。

この度、令和6年7月1日（月）から、電子契約サービスの対象業種・営業種目等を拡大することといたしますので、お知らせします。

### 1 対象拡大時期等

令和6年7月1日（月） 以後に公告等が行われる契約案件

### 2 実施組織

知事部局等の本庁各局契約事務主管課（別紙のとおり）

### 3 対象とする業種・営業種目

全ての業種・営業種目（別紙のとおり）

### 4 その他

（1）一部の事業所等においても、業種・営業種目を限定して、電子契約の運用を開始します。

詳細については、順次、東京都財務局HPでご案内します。

（2）電子契約の利用方法等については、東京都財務局HPをご覧ください。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/denshikeiyaku/index.html>

#### 【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当（電子調達）  
直通 03-5388-2654

## 電子契約サービスの対象業種・営業種目等について

令和6年7月1日（月）以後に公告等が行われる案件から、**電子契約の対象を拡大します。**

	実施組織	業種・営業種目
工事等	知事部局等の本庁各局契約事務主管課	全業種へ拡大 (工事、設計等委託)
物品買入れ等		全営業種目へ拡大 (物品・委託等)

- (1) 東京消防庁（本庁契約事務主管課）については、物品（営業種目001～099）のみ、令和6年4月1日（月）から電子契約を開始します（その後の対象拡大は、別途お知らせします）。
- (2) 警視庁、公営企業局については、準備が整い次第、順次開始します。
- (3) 令和6年7月以降、一部の事業所等においても業種・営業種目を限定した上で実施します。
- (4) 鑑・約款・仕様書等の契約書を構成する全データが大容量となる50MBを越える案件は対象外です。
- (5) 特命随意契約等の非公表案件も対象です。